

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1400002	防衛庁	自衛隊採用の航空要員は民間自家用操縦士免許取得者からの要望	自衛隊法施行規則第23条第2項 自衛官の採用の基準に関する訓令 航空学生たる自衛官の任用等に関する訓令	自衛官の採用の基準に関する訓令第1条及び第2条の規定に基づき、民間が養成した自家用操縦士免許取得者を操縦要員として公募採用するにあたっては、所要の通達等の改正等を行うことが必要。	C		自衛隊機の操縦要員については、高度かつ専門的な操縦技能を必要としており、その養成については、約300～350時間程度の飛行教育を実施するとともに、素養教育等を含め、航空学生の場合、約6年かけて行っているところである。 しかしながら、自家用操縦士免許については、約40時間程度の飛行教育により取得可能な技能レベルであり、仮に養成機関の判断により当該免許の取得までに100時間を超える飛行教育を実施していたとしても、当該免許の取得により、自衛隊機の操縦要員として任務を遂行することは困難であるのみならず、養成期間の短縮等の効果についても限定的であると考えられる。 したがって、自家用操縦士免許取得者を採用したとしても、航空学生等とは同様の教育訓練を実施することが必要であると考えられることから、単に自家用操縦士免許を有していることをもって、操縦要員として公募採用することは適切ではない。 また、将来の操縦要員候補者については、将来の操縦要員たる自衛官に相応しい資質・適性・素養を有していることが必要であることから、航空学生制度等を設け幅広く希望者を公募し、航空学生試験等を行い、選考・採用しているところであり、自家用操縦士免許取得者に限定することは、優秀な人材を確保する上で適切ではない。					
z1400001	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除	該当法令なし	企業が防衛庁に対して有する金銭債権について、企業から当該債権の譲渡の申請があった場合には、債権の譲渡後においても契約の履行の確保に万全が期され、かつ、譲渡された債権に係る紛争が未然に防止されると認められるよう措置した上で、これを認めている。譲渡の承認の対象となる範囲は、中央調達（防衛庁契約本部が実施している調達）に係る契約相手方が有する製造請負契約等の債権であって、契約履行完了後のものについては確定債権金額1億円以上、契約履行完了前のものについては担当官が締結した1件50億円以上かつ3会計年度以上で企業会計上適切に売上として計上された部分としている。	a		企業の資金調達の更なる円滑化等を図るため、債権の譲渡後における契約の履行の確保及び譲渡された債権に係る紛争の未然防止に配慮しつつ、平成16年度中に、譲渡の承認の対象となる範囲の拡大を行う。		要望者から下記のとおり意見が提出されていることを踏まえ、譲渡禁止特約の解除の対象となる契約及び譲渡対象者（特別目的会社、特定債権等譲渡業者等を含む）の更なる拡大の可否について、その理由も含めて、回答いただきたい。 の検討を踏まえ、平成17年度までに措置することの可否について、その理由も含めて、回答いただきたい。  (要望者再意見) 「資産流動化のため、早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約（リース契約等）及び譲渡対象者の拡大（特別目的会社、特定債権等譲渡業者等）を望む（なお、経済産業省においては本年7月から譲渡対象者の拡大が行われている）。また、各省庁によって対応が異なっており（措置済み、検討中、対応可、対応不可）、前述の要望が実現される形での統一的な対応が望まれる。なお、一部の省庁の回答では「売掛債権担保融資制度」を利用する場合における譲渡禁止特約の解除を行ったことをもって、本要望に対する回答を「現行法制で対応可」等との回答があるが、前述の要望趣旨を踏まえ、再度の回答が望まれる。」			

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1400002	防衛庁	自衛隊採用の航空要員は民間自 家用操縦士免許取得者からの要望	5071	50710001	11	NPO名古屋エアフロント協 会(設立準備中)事務局	1	自衛隊採用の航空要員は民間自家用 操縦士免許取得者からの要望	毎年自衛隊では航空要員を採用している。多分、学科試験を採用判断の基準にしていると思われるが学科だけでは全ての適正判断には欠ける。民間では各社で自家用操縦士の養成を行っているが、航空要員を採用するにあたり民間が養成した自家用操縦士免許取得者から採用してほしい。	先回の地域再生申請期間に同案件を提案した。別添の回答を得たが、最近の世界の情勢は益々きな臭く航空関係要員の養成期間の短縮や経費削減も緊急の課題と判断する。前回の要請は県営名古屋空港の地域再生の一環として要望したため想像できる航空要員の養成数にも限りがあるように思われたかもしれないし、海外で既に行われていることでもありぜひGA業界全体の案件として考えてほしい。一度に全員を民間からということには冒険過ぎるなら取りあえず人数を限って出発してほしい。	既に海外では軍の航空要員の養成は民間に委託されている。わが国の業界では定期便会社の要員養成は全く別世界であり、定期便を除く航空要員の養成は脆弱そのものである。その原因はコースが無い事もおおきな要因である。今民間自家用機の養成は約40時間で受験資格が取れるように記述されているが、実際は優に100時間を超える飛行教育を必要としている。名古屋空港内だけの養成では無理があるかもしれないが全国の業界が集まり対応できないか検討をお願いしたい。航空関係要員養成の底辺を広げる必要がある。	1. 先回地域再生申請時行政回答
z1400001	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除	5039	50390022	11	社団法人 リース事業協会	22	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除	経済産業省など一部の国の機関においては、債権譲渡禁止特約の解除が行われているが、すべての国の機関及び地方自治体においても速やかに債権譲渡禁止特約を解除すること。	企業の資金調達の円滑化が図られる。	債権譲渡禁止特約が資産流動化の適格要件の障害となっている。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1400004	全省庁（人事院と 金融庁を除く）	補助金適正化法の運用の一元化	補助金適正化法（平成十四年法律第五十二号）第二十二条 補助金適正化法施行令（平成十五年政令第六十三号）第十四条	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第2項の規定に基づき財務大臣との協議を了し、各防衛施設局長及び名古屋防衛施設支局長へ通知をし処理しているところである。	C		補助金により取得された財産の処分等の制限は、補助金が国民の税金等貴重な財源により特定の用途に充てるものとして支出されていることに鑑み、補助目的どおりに使用され、補助目的が達成できるように設けられているものである。 処分の制限期間については、適正化法施行令上各省各庁の長が定めることになっている。 処分制限期間の統一を図るというのであれば、財務省において統一指示もしくは政令改正等の手続きが必要と考えられる。 当庁としても、今後処分制限期間の統一指示が図られるのであれば通達を廃止しても問題はないと現段階では考える。		各府省庁において、処分制限期間が統一されていないことが問題であり、各府省庁が統一して同じ基準となるように調整されたい。			
z1400003	文部科学省、 厚生労働省、 防衛庁	官製給食市場における権限委譲・地域 統合とそのモデル事業推進	給食の実施に関する訓令	自衛隊の各駐屯地等で給食実施機関及び給食実施機関の長を定め、給食を受けるべき隊員の陸上勤務、海上勤務、演習、災害派遣等、それぞれの勤務態様に応じ、自己完結的、かつ、統一的な基準で給食を支給するもの	C		自衛隊の給食については、自衛隊は自己完結組織であり自ら食事を整えることが要求され、かつ、全国の駐屯地等で統一の方法で実施していることから、現時点で直ちに導入することは困難であると考える。		・回答では、自衛隊が自己完結組織である等から、現時点では直ちに導入することは困難とされているが、 要望内容は管製の給食市場（当該地域の学校・保育所・自衛隊）を包括的に地方自治体に委譲し、その後、PFI方式等で民間事業者と契約し実施するものであり、イギリス国防省の民間開放の例にもあるように、自衛隊自らがコア部分に専念するために、周辺部分の民間委託できそうな部分を自治体と協力し、開発していくことについて検討を要望するものである。 防衛庁の調査「自衛隊施設へのPFI導入可能性等調査業務」（平成14年3月、PFI推進チーム）等の中で、生活関連施設の大規模なものとして、「食堂」についてPFIの可能性が高い施設としてあげているなど、自衛隊施設へのPFIの活用について積極的に検討されているが、これらの検討を踏まえ、本件要望にある全面的な外注の在り方についての具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。			

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1400004	全省庁（人事院 と金融庁を除く）	補助金適正化法の運用の一元化	5094	50940005	11	和歌山県	5	補助金適正化法の運用の一元化	補助金適正化法に基づく処分制限期間については、各府省庁が別途政令で制定するのではなく、財務省令にて、処分制限期間の統一（一本化）を図り、既存の政令は各府省庁において廃止されたい。		・補助金適正化法第22条に基づく財産処分制限期間は、各府省庁の政令により別途定めるとされており、現状では、各府省庁の政令を定める時期によりばらつきが見られ、さらに改正後の但し書きには、財務省令に連動した処分制限期間ではなく、改正後に取得した財産にのみ適用が受けるように政令で告示されている。国の補助金を活用し、整備したものの（例 鉄筋コンクリート）や購入したものの（パソコン・サーバ）が同じであるにもかかわらず、補助金の種類によって異なる処分制限期間となっている。	
z1400003	文部科学省、 厚生労働省、 防衛庁	官製給食市場における権限委譲・ 地域統合とそのモデル事業推進	5072	50720001	11	特定非営利活動法人シンク バンク研究所・広島国際大 学PFI研究会 <呉市提案・交渉継続中>	1	官製給食市場における権限委譲・地域 統合とそのモデル事業推進	官製市場の給食市場は、各省庁独自の制度管理で行われ、非効率であり「食の安全」にも不安が残る。1) 文部科学省の学校給食の衛生基準権限を地方自治体に移譲する。2) 厚生労働省の私立保育所の衛生基準権限を地方自治体に移譲する。3) 防衛施設局内の食事を地方自治体に外部委託する。上記1)～3)の地方自治体（本提案のモデル地域は呉市）への権限委譲とその地域統合を行い、新産業法を利用したPPP・PF手法による民間開放で地域再生を行う。	これまで、前項1)2)3)の分野の官製給食サービス市場は、行政的には縦割りの制度管理であり、個別の市場形成のため経済効果が少なく、非効率的であった。この官製給食サービス市場の開放と統合と自治体への権限委譲によって、食品衛生管理の精度の向上、新市場の形成、雇用促進、民間投資機会の創出が望める。さらに、IT教育や在宅高齢者配食システムなど新産業の構築で地域経済の活性化を行う。また、モデル地域の呉市の場合、地域集積も高く、水による民間開放で地域再生を行う。	第1回の地域再生提案(306)として提案。1)、2)については可能性があるとの回答。一方、3)は、内部資料では隊員給食の民間開放は実現度が高いとあるが「【防衛庁からの回答】 御指摘のとおり、当庁において作成した「自衛隊施設へのPF 導入可能性等調査業務」には検討項目の一つとして食堂の記載があります。現在、同文書などを踏まえつつ、具体的にどの分野にPFを導入するかについて継続的に検討している。一方で、自衛隊の給食サービスについては、自衛隊は自己完結組織であり自ら食事を整えることが要求されているため、現時点で直ちにPFを導入することは困難であると考えられる。>よって呉地域において、モデル事業として民間開放し、取り組みたい為。	「PPP（公共サービスの民間開放）による地域活性化推進モデル構築調査」報告書(PDF)・概要版(PDF) 中国地域イノベーション/促進方策検討調査報告書[PDFファイル] <a href="http://www.chugoku.meti.go.jp/research/serch.html">http://www.chugoku.meti.go.jp/research/serch.html</a> 自衛隊施設へのPF導入可能性等調査業務： <a href="http://www.jda.go.jp/j/info/pfi/gaiyou.htm">http://www.jda.go.jp/j/info/pfi/gaiyou.htm</a> <a href="http://www.jda.go.jp/j/info/pfi/03.pdf">http://www.jda.go.jp/j/info/pfi/03.pdf</a> <a href="http://www8.cao.go.jp/pfi/shiryo_b_24_3.pdf">www8.cao.go.jp/pfi/shiryo_b_24_3.pdf</a>